

平成 30 年 8 月 28 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 30 年第 3 回魚沼市議会定例会について
(2) 平成 29 年度魚沼市各会計決算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) 議員派遣について
(5) その他
- 2 調査の経過 8 月 28 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
平成 30 年第 3 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「平成 30 年第 3 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開催日前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
平成 29 年度魚沼市各会計決算の審査については、別紙のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は 9 月 13 日午後 3 時とした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
議員派遣については、これを了承した。
その他で、議会報告会について実行委員会で企画・立案することを確認した。
また、平成 30 年第 2 回定例会の課題の協議結果については、全議員に配付することとし、一般質問通告内容の調整については、議長・副議長・議会事務局長において行うこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 平成 30 年第 3 回魚沼市議会定例会について
- (2) 平成 29 年度魚沼市各会計決算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 議員派遣について
- (5) その他
 - ・ 議会報告会について
 - ・ 平成 30 年第 2 回定例会の課題の協議結果について（報告）

2 日 時 平成 30 年 8 月 28 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務課長、渡辺財政課長

7 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから、議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 30 年第 3 回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第 1、平成 30 年第 3 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 付議事件について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 それでは、提出案件 18 件と報告案件 9 件について、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

渡辺財政課長 私のほうから付議事件の一覧表に基づきまして、まず決算及び補正予算関係の分 12 件についてご説明申し上げます。このうち 1 番から 9 番につきましては、毎年 9 月議会にご提案させていただく案件でございます。平成 29 年度の魚沼市一般会計及び 4

つの特別会計並びに4つの企業会計を合わせた9つの各会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、それぞれ決算の認定をお願いするものでございます。次に、事件番号10番から12番でございます。こちらにつきましては、各会計の既決予算に追加、変更等を加える予算の補正につきまして、それぞれ議決をお願いするものでございます。まず事件番号10番の一般会計補正予算第4号の補正内容でございます。歳入歳出予算について、歳入では前年度繰越金それから普通交付税等の確定に伴います増額、あわせまして当初予算からこれまでの補正予算で計上しておりました財政調整基金繰入金の減額、歳出につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして財政調整基金への法定相当分の積立金の追加のほか、いわゆるマイナンバー制度に係ります総合行政システム改修関係、あるいは地域要望への対応と翌年度予定分の一部前倒しに伴います市道及び消融雪施設の維持・整備関係、そして教育施設のブロック塀の撤去関係経費の増額、これらなどがそれぞれ主な内容になっております。また、このほかに地方債の変更に係る補正についてもお願いをするものでございます。続きまして事件番号11番、国民健康保険特別会計補正予算第1号でございます。こちらの内容は、事業勘定において歳入では平成29年度決算に伴います前年度繰越金の増額、歳出では療養費の給付状況等を勘案した療養給付費等の増額と、前年度療養給付費等の精算に伴いまして国、県、あるいは支払基金への給付費負担金等の償還金の追加などが主な内容になっております。事件番号12番の介護保険特別会計補正予算第1号でございます。こちらの内容は、歳入では国保会計と同じく平成29年度決算に伴います前年度繰越金の増額、歳出では給付費準備基金への積立金、前年度給付費等の精算に伴います国、県、支払基金への給付費負担金等の償還金の追加、それらの内容になっております。12番までにつきましては、以上でございます。

森山総務課長 事件番号13番、魚沼市税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、住民税や軽自動車税等について、所要の改正を行うものであります。14番、魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法の改正により市議会議員選挙においてビラ頒布ができるものとされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。15番、魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部改正については、厚生労働省令の改正による代替保育の提供等の規定の整備に伴い、所要の改正を行うものであります。16番、魚沼市農業者等健康管理施設条例の廃止について及び17番、市有財産の処分については、関連がありますので一括説明をさせていただきます。宇津野地区にある魚沼市宇津野地域農業者等健康管理施設について、地域への譲渡を行うために、条例を廃止するとともに施設の処分を行うものであります。18番、損害賠償の額を定めることについては、平成29年12月15日に発生した、南魚沼市浦佐地内県道交差点での、ガス水道局職員が運転する公用車と相手方車両との衝突事故について、和解が相手方と成立したことによる賠償金の支払いについて議決を求めるものであります。

渡辺財政課長 続きまして、報告事件9件につきましてご説明を申し上げます。まず報告事件番号1番の平成29年度魚沼市一般会計継続費の精算につきましては、それぞれ平成27年度から平成29年度までの3カ年度で実施しました庁舎再編整備事業及び井口小学校建設事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の

規定に基づきまして、それぞれの精算額を報告するものであります。2番の平成29年度魚沼市下水道事業会計継続費の精算につきましては、平成28年度、平成29年度の2カ年度で実施しました上条終末処理場機械設備等更新事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づきまして、その精算額を報告するものであります。3番から7番につきましては、前回の市議会までに報告ができなかった、魚沼市が資本金等の50%以上を出資しております4つの法人、具体的には3番の株式会社神湯温泉倶楽部から6番の株式会社ユピオに加えまして、7番の長岡地域土地開発公社を合わせた5つの法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、それぞれ報告するものでございます。8番の健全化判断比率について及び9番の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づきまして、それぞれの比率等を報告するものであります。

森山総務課長　　続きまして、議長の受付事件・報告等の部分であります。事件番号8番の専決処分 of 報告について説明をさせていただきます。こちらについては和解及び損害賠償の額の決定についてであります。湯之谷中学校敷地内における草刈り作業中、これは6月14日の事案でございます。刈り払い機による飛び石が原因となった乗用車の窓ガラス破損事故について、和解が相手方と成立したことによる賠償金の支払いについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

関矢委員長　　ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありますか。(なし)なければ、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。次に、議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長　　(資料「平成30年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

関矢委員長　　ただいま説明のあった議長受付事件について、質疑はありますか。(なし)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。よって、議長受付事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、議長受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、(2)付議事件の取り扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　　(資料「平成30年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」の取扱(案)について説明)

関矢委員長　　ただいまの説明について質疑はありますか。(なし)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。付議事件の取り扱いについては、議会事務局長の説明のとおりでご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認め、そのように決定いたしました。次に、ウの急施事件の取り扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　　急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定することとします。

関矢委員長　　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決定することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(2) 平成 29 年度魚沼市各会計決算の審査について

関矢委員長　　日程第 2、平成 29 年度魚沼市各会計決算の審査についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　　(資料「平成 29 年度魚沼市各会計決算の審査について」により説明)

関矢委員長　　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。お諮りします。平成 29 年度会計決算審査の方法につきましては、議会事務局長の資料説明のとおり、決算審査特別委員会を設置して審議することとし、質疑については、通告制とし、通告期限を 9 月 13 日、木曜日、午後 3 時とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

(3) 閉会中の所管事務調査について

関矢委員長　　日程第 3、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

(4) 議員派遣について

関矢委員長　　日程第 4、議員派遣についてを議題とします。お手元の配付資料のとおり、記載の 5 件について議員派遣をすることとし、最終日に議長発議とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。ただし、(4) の議会報告会については、開催日を実行委員会で決定するため、10 月 29 日から 31 日が仮に変更になった場合は、変更後の日で議員派遣とさせていただきます。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、ただいま説明の 5 件については、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

(5) その他

関矢委員長　　日程第 5、その他を議題とします。これからは委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して (3)、その他を先にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。

・その他

関矢委員長　　まず、今後の議会運営委員会の一部時間変更についてであります。4月に配付の内部資料、平成30年度日程素案中、11月26日開催予定の議会運営委員会の開催時間を、議長の公務日程の追加等により午前9時からとし、通常より1時間繰り上げて開催させていただきます。前もっての事前通知とさせていただきますので、皆様の日程についても調整をお願いいたします。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：23）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：23）

関矢委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。執行部から、その他報告事項はありませんか。

佐藤市長　　ありません。

関矢委員長　　委員の皆さんから執行部に何か質疑等はありませんか。（なし）ないので、ここで執行部は退席ということにさせていただきますと思います。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：24）

執行部退席

再　　開（10：24）

関矢委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

・議会報告会について

関矢委員長　　次に、議会報告会についてを議題といたします。第3回定例会終了後の決算等の状況について、議会報告会を開催することとしております。議会報告会の開催は、春と同じ実行委員会メンバーで企画立案をし、実施に向けて準備することとされております。議運のメンバー皆様へ現時点での確認事項について報告をさせていただきます。1、実行委員会方式で実施すること。これは全協で確認済みでございます。平成30年第2回議会報告会実行委員メンバーは、3常任委員長と議運の委員長、そのほか各3常任委員会から大桃聰総務委員会委員、大平恭児福祉文教委員会委員、大桃俊彦産業建設委員会委員となっております。2、第1回実行委員会を9月5日、火曜日、午前11時を予定しております。議長委員長会議終了後になりますが、よろしくをお願いいたします。委員会を開催し、

素案を作成します。3、報告会の開催予定日（案）です。今ほど報告いたしました、開催日を10月29日、30日、31日の3日間、時間については今後検討させていただきます。

4、協議事項、意見交換会のやり方、テーマを設定するか、開催周知方法や議会報告会における意見・要望の市民への公表の時期等、ホームページへの意見・要望一覧の掲載等があります。これは、実行委員会のほうで協議していただきたいと思います。以上であります。実行委員会で素案を作成し、全員協議会で確認をさせていただきます。本件については、以上といたします。

・平成30年第2回定例会の課題の協議結果について（報告）

関矢委員長　次に、平成30年第2回定例会の課題の協議結果について（報告）を議題といたします。本件は、8月7日の議会運営委員会で協議・検討をし、同日開催の全員協議会で確認がなされたものであります。この度、議長宛てに報告をさせていただきましたので、全議員へ写しを配付させていただきます。本件については、議長より、協議結果を念頭に第3回定例会に臨んでいただきたいとする発言をいただいておりますので、皆さん再認識の上、第3回定例会に臨んでください。次に、平成30年第2回定例会の課題の協議の中で、一般質問の内容の精査については、どこかで調整ができるかどうか、このことについては調査をさせていただきたいとして、先送りとさせていただいていました件について、これから協議をお願いするものです。本件は、第3回定例会の課題4項目のうち、3項目が一般質問に関する課題でありましたので、一般質問の内容を議長だけで確認するには時間的にも大変であろうと、議長以外でも確認をして一般質問の内容の適否を質問者と調整をすることができないかとの内容であったと認識をしています。このことについて、順次皆さんからご意見を伺いたいと思います。ここで休憩とし、自由討議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：28）

休憩中に自由討議

- ・一般質問にそぐわない質問は、議長において調整していただいているのではないかと。
- ・重複したものについては調整が必要と思う。会派所属議員は会派内で調整するよう提案していただきたい。
- ・重複を含め、今までどおり議長あるいは副議長の権能で対応してほしい。議会運営委員会だと時間的に余裕がない。
- ・通告期限後では時間がない。期限前に内容を確認することが必要である。あらかじめ会派で調整するしかないのではないかと。
- ・監査委員個人に対する質問は、議長、副議長で本人との調整後、全議員に報告する形をとったほうが良いのではないかと。
- ・重複する質問は市にとって重要な案件であり、全議員が通告するかもしれない。それを調整するのはおかしいのではないかと。会派内は調整できるかもしれないが、通告順で質問するので、後の議員はどうしたらよい質問、再質問ができるか研究する必要がある。

再 開 (10 : 41)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に自由討議をさせていただきました。一般質問については、重複する部分については会派内で調整ができるものは調整していただく。また、議員間で重複する部分については、後ろの議員はしっかりと市民がわかる質問をするよう努力していただきたい。通告内容の調整につきましては、今までどおり議長、副議長、事務局長で調整していただくということで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。全員協議会で全議員に周知することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。その他、委員の皆さんから協議事項等はありませんか。

渡辺委員 定例会の中での陳情のことなのでどこでしょうかちょっと迷ったんですけども、うちは文書で本人が持ってきた場合には陳情も請願と同じようにして付託して審査するわけなんですけれども、そうすると今度この方たちに対していろいろと聞いたりとかというのはなかなかできないですね。そのあたりを、例えばこの方に対して来ていただくようなことができるのかどうかということと、それから去年だったんですけど、私立の授業料等も全額無償、所得制限はありますけれども、なりました。そういった中で、これはある公立高校の先生からだったんですけども、私学のほうの定員数というのは削減されない中で、やっぱり公立のほうの定員数が削減されていくというようなことで…

関矢委員長 渡辺委員、内容についてはここでは控えてください。

渡辺委員 要するに、内容の審査というよりも、まずこの陳情をどうするかということと、それから陳情の今度通ったときの意見書案はここには付いていないんですけど、意見書案がない段階でもって、例えば会派の中で勉強するとかといってもちょっと厳しいかなと思うので、そのあたりを何とかしていただきたいということで、陳情者に対する呼ぶとか、呼ばないとかというのはどうするのか。

関矢委員長 陳情については、会期前に持参したものについては請願と同じ扱いをするということになっております。そうしますと、渡辺委員が言われたように請願は紹介議員がおりますので質疑ができますけれども、陳情の場合はどなたも来ないということで質疑も何もできない。また、今回のように意見書も付いていなければ中身の審査もなかなかしづらいというようなことですので、この辺について今後どうしたらいいかというようなお話ですが、皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 45)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 52)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に協議いただきましたが、今後議会運営委員会の中で調査させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議

なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。その他、委員の皆さんから協議事項はありませんか。(なし) ことしも小出特別支援学校によるコーヒーサービスを実施していただけるように学校側と調整させていただいております。12月定例会の会期中での実施で調整させていただきます。決定次第、全員協議会等で周知をさせていただきます。これにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。本日の会議録については委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉 会 (10 : 53)